

# 附属資料

- 1 用語集
- 2 市長の諮問
- 3 審議会の答申
- 4 御所市総合計画審議会条例
- 5 御所市総合計画審議会委員名簿
- 6 御所市総合計画市民会議委員名簿
- 7 御所市総合計画の策定経過

# 1. 用語集

## あ 行

**役行者(えんのぎょうじゃ)、**

**役小角(えんのおづぬ)**

7、8世紀に大和の葛城山にこもって修行した呪術者。御所市茅原の吉祥草寺で生まれたと伝えられ、修験道の開祖として仰がれています。

## か 行

**記紀万葉**

記紀とは、古事記と日本書紀、万葉は万葉集のこと。奈良県では、712年の古事記完成から来年で1300年となるのを機に古事記、日本書紀や万葉集を通じて奈良の魅力を発信する「記紀・万葉プロジェクト」を2011年度からスタートさせ、日本書紀成立後1300年の2020年まで継続する。

**協働**

複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。行政だけでは解決できない問題や、市民だけでは解決できない問題を、お互いの不足を補い合い、ともに協力して課題解決に向けた取り組みをすること。

**公助・自助・共助**

「公助」とは、市、警察、消防などの行政機関や、電気・ガス・水道などを提供する公益企業が、災害支援活動を実施すること。

「自助」とは、自分で自分自身や家族・財産を守ること。

「共助」とは、地域を守る災害に備えた活動や、災害時に地域で協力、助け合いを行うこと。

災害時には、公助・自助・共助それぞれが行われ、連携することで、被害を最小限にとどめ、早期の復旧・復興につながると考えられます。

**コミュニティ・スクール**

学校運営協議会制度のことで、保護者や地域の皆さんの声を学校運営に直接反映させ、保護者・地域・学校・教育委員会が一体となってより良い学校を作り上げていくことを目指すものです。

**コミュニティバス**

地域の団体や自治体などが住民の移動手段を確保するために運行するバスのこと。

現在、御所市においては「ひまわり号」を市役所等の公共施設、鉄道駅などを結び、西コース・東コースの2コースを設定し、西コースは内回り・外回り3便ずつの計6便、東コースは3往復の計6便運行しています。

## さ 行

**少子高齢社会**

少子化と高齢化が同時に進行している社会のこと。

少子化とは出生率の低下や、家庭や社会における子どもの人口が低下傾向にあること。高齢化とは高齢者人口（65歳以上）が増加し、全人口に対する割合が高くなること。

## 情報化社会

物や資本などにかわって知識や情報に価値が置かれ、情報の生産・収集・伝達・処理を中心として社会・経済が発展していく社会のこと。

## 人口の自然増減、社会増減

人口の自然増減とは、その地域で誕生した人口と死亡した人口の差によって生じる人口の増減のこと。

社会増減とは、その地域の他から転入してきた人口と、その地域から転出した人口の差によって生じる人口の増減のこと。

## ストック

備蓄。在庫といった意味をもつ言葉で、本計画書内では、既存の施設や住宅を意味しています。

## 生活習慣病

糖尿病や脳卒中、心臓病、脂質異常症、高血圧、肥満など、毎日の生活習慣の積み重ねによって引き起こされる病気の総称です。

## た 行

### デフレ

デフレーションの略で、持続的に物価が下がっていく現象のこと。

デフレが続くと生産活動の低下や失業の増加が起こり、景気後退や不況に結びついていきます。

## は 行

### ファーマーズマーケット

農産物直売所のこと。地域の生産者が自分でつくった農産物を持ち寄り、消費者に直接販売する店舗のこと。

## ま 行

### メタボリックシンドローム

内臓脂肪症候群のこと。内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか 2 つ以上をあわせもった状態のこと。これらの状態が重なることによって、動脈硬化を引き起こし、心臓病や脳卒中といった命にかかわる病気の危険性が急激に高まる。

### メッカ

中心地や発祥地を表す比喩。  
また、あこがれの地の例え。

## ら 行

### 労働力人口

労働力人口は、15 歳以上人口のうち、就業者と完全失業者（仕事についておらず、仕事があればつくことができる者で、仕事を探す活動をしていた者）を合わせた、働く意欲のある人の人口のこと。

## 2. 市長の諮問

御市企第 28 号  
平成 23 年 1 月 28 日

御所市総合計画審議会  
会長 小 松 原 尚 様

御所市長 東 川 裕

御所市総合計画（案）について（諮問）

御所市総合計画審議会条例第 2 条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

記

御所市総合計画を策定するにあたり、御所市総合計画の基本構想及び基本計画について、貴審議会の意見を求めます。

### 3. 審議会の答申

平成 23 年 3 月 4 日

御所市長 東 川 裕 様

御所市総合計画審議会  
会長 小 松 原 尚

#### 御所市第 5 次総合計画の基本構想について（答申）

平成23年1月28日に諮問のあった御所市第5次総合計画について、行政の部会、策定委員会及び公募委員の市民会議により作成、協議された素案を受け、3回の会議を開催し、本市が直面している財政問題、高齢化問題、人口減少問題などの課題を踏まえ、この先10年のまちづくりについて真剣な議論を重ねました。

まちづくりの基本理念は、「自然と笑顔があふれる 誇れるまち」としました。緑あふれる自然と住民の幸福感が満ち溢れる、心から住んでよかったと思えるまちをめざすとする目標に応えるためです。

その基本理念を実現するため、「住み続けたいまちづくり」「生き生きと健やかに暮らせるまちづくり」「学びあい歴史文化にふれあえるまちづくり」「活力とにぎわいのまちづくり」「市民参加のまちづくり」の5項目から成る施策の大綱を定めました。

この度の基本構想にある、郷土に誇りをもち、自然・歴史を大切に守りながら、市民参加のまちづくりをめざすという基本姿勢は、今後の基本計画に生かされるものと考えます。

また、今次基本構想の策定過程は、市民と行政が協働で、住みよいまちづくりとは何かを考えるプロセスでありました。この点は、これからの計画策定に向けても、貴重な糧となると確信します。

当審議会では、各界の様々なご意見を頂戴し、慎重審議を重ねた結果、基本構想案を概ね妥当なものとして認め、ここに成案として答申いたします。

なお、今後はこの基本構想の理念や方向性をしっかりと受止め、構想実現のために基本計画の策定を進めます。

平成 23 年 9 月 5 日

御所市長 東 川 裕 様

御所市総合計画審議会  
会長 小 松 原 尚

御所市第 5 次総合計画の基本計画について（答申）

平成 23 年 1 月 28 日に諮問のあった御所市第 5 次総合計画について、平成 23 年 3 月 4 日に基本構想の答申を行い、引き続き、基本計画の策定に向け検討してきました。

このたび、庁内での編集作業を経て作成された基本計画の素案が、策定委員会および市民会議で協議されました。本基本計画は、御所市の将来像を「自然と笑顔があふれる 誇れるまち」と見据え、その理念のもとに、3つの基本方針、そしてその中に、5つの施策大綱を包含するという構成になっています。そして、それぞれの項目には、行政の視点からだけでなく、市民の暮らしに根差した目線からの知見もふんだんに活かされています。

これまでの本計画に関する審議の経過は、21世紀の地方自治のあり方である、まちづくりへの市民の参加と行政との協働という観点からも先駆的な試みであり、本計画書は市民の皆さんにとっても貴重な成果となると考えます。

以上を踏まえ、当審議会では、この基本計画の内容を慎重に審議した結果、概ね妥当なものと認め、ここに成案として答申いたします。

先の基本構想と今回の基本計画から成る第5次総合計画は、かけがえのない御所市の指針となる計画であると確信していますので、その実現に向けて真摯に努力され、市民と行政が一体となって、よりよい御所市を築かれますことを期待申し上げます。

## 4. 御所市総合計画審議会条例

### 御所市総合計画審議会条例

昭和 46 年 3 月 20 日

条例第 1 号

( 設 置 )

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、御所市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、御所市総合計画に関する事項について市長の諮問に応じて調査、審議しその意見を答申するものとする。

( 組 織 )

第 3 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

( 委 員 )

第 4 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験のある者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公共的団体の代表者
- (5) 市民

( 任 期 )

第 5 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に該当する者として委嘱された委員が当該各号に掲げる職を失った場合においては、委員の職を失う。

( 会 長 及 び 副 会 長 )

第 6 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

( 報 酬 及 び 費 用 弁 償 )

第 7 条 委員の報酬は、御所市特別職の職員で非常勤のもの報酬費用弁償に関する条例(昭和 33 年御所市条例第 32 号)の定めるところによる。

( 雑 則 )

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年条例第 16 号)

この条例は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

## 5. 御所市総合計画審議会委員名簿

役職	所属	委員名	任期
会長	奈良県立大学教授	小松原 尚	H22 - H23 年度
副会長	御所市議会議長	小松 久 展	H22 年度
		奥 泰 司	H23 年度
委員	御所市議会副議長	丸山 和 豪	H22 年度
		島田 幸 子	H23 年度
委員	御所市議会総務文教委員	川田 大 介	H22 年度
		南 満	H23 年度
委員	御所市議会厚生建設委員	米田 絹 代	H22 年度
		杉本 延 博	H23 年度
委員	奈良県農業協同組合御所支店長	生野 昌 良	H22 - H23 年度
委員	御所市経済クラブ会長	安川 武	H22 - H23 年度
委員	御所市農業委員会副会長	吉村 忠 純	H22 - H23 年度
委員	中和広域消防組合御所消防署長	棚田 和 宏	H22 年度
		西田 信 弘	H23 年度
委員	高田警察署御所警察庁舎所長	田中 信 幸	H22 年度
		森島 昭	H23 年度
委員	御所市教育委員会委員長	中本 克 美	H22 - H23 年度
委員	御所市自治会連合会会長	中嶋 知 幸	H22 年度
		細川 登	H23 年度
委員	御所市観光協会会長	吉田 圭 一郎	H22 - H23 年度
委員	御所市商工会会長	西邊 豊 彦	H22 - H23 年度
委員	御所市社会福祉協議会副会長	西本 忠 彦	H22 - H23 年度
委員	御所市人権教育推進協議会会長	田仲 敦 三	H22 - H23 年度
委員	御所市商工会青年部部長	有家 宗 隆	H22 - H23 年度
委員	葛城青年会議所御所地区推進委員会委員長	福岡 一 泰	H22 - H23 年度
委員	御所市女性対策推進連絡協議会会長	西村 克 子	H22 - H23 年度
委員	御所市老人クラブ連合会会長	仲村 勇	H22 - H23 年度
委員	市民会議代表	鍛冶田 八 彦	H22 - H23 年度
委員	市民会議代表	南 カ ズ 子	H22 - H23 年度
委員	市民会議代表	眞保 雅 敏	H22 - H23 年度
委員	市民会議代表	岡川 福 弘	H22 - H23 年度



## 6. 御所市総合計画市民会議委員名簿

氏名
大森 敏一
岡川 福弘
鍛冶田八彦
清水 義秀
眞保 雅敏
平井 政規
藤本 一雄
南 カズ子
上山 匡史
嶋谷 敦子
新澤 数巳
菅原 真美
塚本 達哉
仲林 圭一
南 満

## 7. 御所市総合計画の策定経過

年 月 日	会議内容
平成 21 年 7 月 1 日	第 1 回策定委員会 計画のすすめ方、作業部会の設置、業務委託について
平成 21 年 10 月 26 日	第 1 回市民会議 総合計画の全体像について
平成 22 年 1 月 15 日	第 2 回策定委員会 進捗状況の報告、アンケート調査の実施について
平成 22 年 1 月 20 日	第 2 回市民会議 アンケート調査の実施について
平成 22 年 4 月 26 日	都市開発部会
平成 22 年 5 月 12 日	教育厚生部会
平成 22 年 5 月 19 日	産業振興部会
平成 22 年 5 月 21 日	教育厚生部会
平成 22 年 6 月 2 日	第 3 回策定委員会 進捗状況の報告、基本構想（素案）について
平成 22 年 6 月 21 日	都市開発部会
平成 22 年 7 月 23 日	第 3 回市民会議 第 4 次総合計画の検証、基本構想（案）について
平成 22 年 8 月 17 日	第 4 回市民会議 基本構想（案）、施策大綱（案）について
平成 23 年 1 月 4 日	第 4 回策定委員会 審議会委員（案）、基本構想（案）について
平成 23 年 1 月 21 日	第 5 回市民会議 基本構想（案）について
平成 23 年 1 月 28 日	第 1 回審議会 総合計画（案）諮問、基本構想（案）について
平成 23 年 2 月 1 日	第 5 回策定委員会 基本構想（修正案）について
平成 23 年 2 月 15 日	第 6 回策定委員会 基本構想（案）の確認、基本計画（案）の構成について
平成 23 年 2 月 18 日	第 6 回市民会議 基本構想（案）の確認、基本計画（案）の構成について
平成 23 年 2 月 24 日	第 2 回審議会 基本構想（修正案）について
平成 23 年 3 月 1 日	第 7 回策定委員会 基本構想（案）について
平成 23 年 3 月 4 日	第 3 回審議会 基本構想答申、基本計画（素案）について
平成 23 年 3 月 18 日	第 8 回策定委員会 基本計画（素案）について
平成 23 年 3 月 28 日	第 7 回市民会議 基本計画（素案）について
平成 23 年 6 月 1 日	第 9 回策定委員会 基本計画（案）について
平成 23 年 6 月 20 日	第 8 回市民会議 基本計画（案）について
平成 23 年 6 月 27 日	第 4 回審議会 基本計画（案）について
平成 23 年 9 月 5 日	審議会（会長・副会長） 基本計画答申

## 御所市民憲章

わたくしたちは、歴史にはぐくまれ、  
金剛・葛城の自然に恵まれた御所市の市民です。  
ひとりひとりの努力と責任において、  
より住みよい郷土となるよう、願いをこめ、  
この憲章を定めます。

- 一、郷土と自然を愛し、花と緑につつまれた美しいまちをつくりましょう。
- 一、郷土のあゆみに誇りを持ち、遺跡や文化財を大切にし、新しい文化の創造にとめるまちをつくりましょう。
- 一、郷土につくした老人を敬い、未来をになうこどもたちの夢や若い力を伸ばし、希望に燃えるまちをつくりましょう。
- 一、互いに親しみ合い、話し合い、支え合える心ゆたかなまちをつくりましょう。
- 一、互いの人権を守り、差別をなくし、平和で民主的な明るいまちをつくりましょう。

(昭和五十三年三月四日制定)



市の花／つつじ

(昭和 53 年 3 月 4 日選定)



市章

(昭和 33 年 3 月 31 日制定)



市の木／くすの木

(昭和 53 年 3 月 4 日選定)

## 御所市第5次総合計画

～自然と笑顔があふれる 誇れるまち～

- 発行日 平成 23 年(2011 年) 10 月
- 発行 奈良県 御所市
- 企画・編集 御所市企画開発部企画観光課

